

事務連絡
令和3年1月6日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

基準の特例を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について（情報提供）

標記の件について、令和2年1月から令和2年12月までに、下記の型式が、検定対象機械器具等又は自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に関する基準の特例（以下「特例基準」という。）の適用を受け、販売等に供されることとなったので情報提供いたします。

特例基準を適用した検定対象機械器具等又は自主表示対象機械器具等については、その旨の表示として「㊦」や「㊧」のマークが表示されていますのでご留意願います。

なお、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

記

【検定対象機械器具等】

1 泡消火薬剤（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「施行令」という。）第37条第3号）関係

（主な特例事項：使用濃度、発泡性能及び消火試験）

（1）基準の特例適用品

ア 申請者 D I C株式会社

イ 種 別 泡消火薬剤

ウ 型 式 水成膜泡（5パーセント型高発泡用）（-10℃～+30℃）

エ 型式番号 泡第2020～6号

オ 型式承認日 令和2年11月24日

（2）概要

ア 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和50年自治省令第26号）第23条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 水成膜泡消火薬剤であって、高発泡でのみ消火性能をもち、泡消火薬剤に水（海水を含む。）を加え、5容量パーセントの濃度にして使用されるものである。

2 閉鎖型スプリンクラーヘッド（施行令第37条第8号）関係 ①

（主な特例事項：放水量）

(1) 特例基準適用品

- ア 申請者 株式会社宮本工業所
- イ 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- ウ 型 式 1種バルブ型C63、呼称25（標準r2.3、下向き）
- エ 型式番号 ス第2020～1号
- オ 型式承認日 令和2年2月20日

(2) 概要

- ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）第16条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 標準型ヘッドのうち、流量定数を200とし、火災時に大量の水を散水できるものである。

3 閉鎖型スプリンクラーヘッド（施行令第37条第8号）関係 ②

（主な特例事項：放水量、散水分布）

(1) 特例基準適用品

- ア 申請者 千住スプリンクラー株式会社
- イ 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド（住宅用）
- ウ 型 式 1種可溶片型C72（標準r2.6、下向き）
- エ 型式番号 ス第24～17～1号
- オ 型式承認日 令和2年3月24日

(2) 概要

- ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）第16条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 住宅用専用として使用され、閉鎖型スプリンクラーヘッドの感知性能を高感度に設定し、有効散水半径を2.6メートルとするものである
- ウ 最低使用圧力が0.05メガパスカルにおいて30l/minを確保したものである。

4 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置（施行令第37条第9号）関係

（主な特例事項：構造）

(1) 特例基準適用品

- ア 申請者 株式会社立売堀製作所
- イ 種 別 流水検知装置
- ウ 型 式 予作動式（湿式）、開閉型40（10K、縦）
- エ 型式番号 流第16～11～2号
- オ 型式承認日 令和2年4月30日

(2) 概要

- ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和58年自治省令第2号）第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 一次側及び二次側に加圧水等を満たした状態にあり、火災報知設備の感知器、火災感知用ヘッドその他の感知のための機器が作動した場合、弁体が開き、加圧水等が二次側へ流出するものである。

【自主表示対象機械器具等】

1 動力消防ポンプ（施行令第41条第1号）関係

（主な特例事項：構造）

（1）特例基準適用品

ア 届出者 帝国繊維株式会社

イ 種別 動力消防ポンプ

ウ 型式 可搬消防ポンプ（フロートポンプ式）、0.70型 HFS1510

エ 届出番号 P21D1002

オ 届出日 令和2年12月14日

（2）概要

ア 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）第37条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 可搬消防ポンプのうち、水面に浮かべた状態で使用する油圧で駆動するポンプを用いるものである。

2 消防用ホースに使用するねじ式結合金具（施行令第41条第4号）関係①

（主な特例事項：構造）

（1）特例基準適用品

ア 届出者 帝国繊維株式会社

イ 種別 消防用結合金具

ウ 型式 使用圧1.6、ねじ式、呼称150

エ 届出番号 C06KM02A

オ 届出日 令和2年3月3日

（2）概要

ア 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）第28条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互にねじる方法により着脱する方式のものである。

ウ 受け口と差し口の区別がないため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。

エ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

3 消防用ホースに使用するねじ式結合金具（施行令第41条第4号）関係②

（主な特例事項：構造、呼称）

（1）特例基準適用品

ア 届出者 芦森工業株式会社

イ 種別 消防用結合金具

ウ 型式 使用圧1.5、ねじ式、呼称300（大量送水用）

エ 届出番号 C15KN02A

オ 届出日 令和2年3月9日

（2）概要

ア 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式

の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）第28条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互にねじる方法により着脱する方式のものである。

ウ 受け口と差し口の区別がないため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。

エ 呼称300のもので、接続するホースは大量送水用ホースである。

オ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

消防庁 予防課規格係 担当：大長 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
